

自動車税種別割・環境性能割について

自動車に関する県税

○自動車税環境性能割（県税）

※自動車の取得時の税金として、令和元年10月1日より自動車取得税が廃止され、自動車税環境性能割が創設されました。

1 納める人（納税義務者）

自動車（特殊自動車、軽自動車、2輪車を除く）を取得した人が納税義務者となります。

ただし、自動車を割賦販売契約などにより購入した場合で、売主が所有権を留保している場合は、登録上使用者となっている買主が納税義務者となります。

2 納める額（納税額）

自動車の取得価額×税率

自家用 非課税～3% 営業用 非課税～2%

※ 税率は取得した自動車の環境性能により異なります。（2、3ページ参照）

3 免税点

自動車の取得価額が50万円以下の場合には課税されません。

4 申告及び納める方法

（型式指定車の場合、インターネットから申告・納税できます。（7ページ参照））

自動車の登録の際、神戸運輸監理部兵庫陸運部または神戸運輸監理部姫路自動車検査登録事務所に隣接する県の窓口にて申告書を提出し、納めていただきます。

○軽自動車税環境性能割（市町税）

※軽自動車の取得時の税金として、令和元年10月1日より、自動車取得税（県税）が廃止され、軽自動車税環境性能割（市町税）が創設されました。ただし、当分の間、県が賦課徴収を行います。

1 納める人（納税義務者）

軽自動車を取得した人が納税義務者となります。

ただし、自動車を割賦販売契約などにより購入した場合で、売主が所有権を留保している場合は、登録上使用者となっている買主が納税義務者となります。

2 納める額（納税額）

軽自動車の取得価額×税率

自家用・営業用 非課税～2%

※ 税率は取得した自動車の環境性能により異なります。（3ページ参照）

3 免税点

軽自動車の取得価額が50万円以下の場合には課税されません。

4 申告及び納める方法

軽自動車の届出の際、軽自動車検査協会兵庫事務所又は軽自動車検査協会兵庫事務所姫路支所に隣接する県の窓口にて申告書を提出し、納めていただきます。

自動車税環境性能割 税率区分

対象車				自動車税環境性能割 (適用税率、新車・中古車共通)	
				自家用	営業用
電気自動車				非課税	非課税
燃料電池車					
天然ガス自動車(H30年排出ガス基準適合(3.5t以下の自動車)又はH21年排出ガス基準10%低減)					
プラグインハイブリッド自動車					
ガソリン 乗用車	★★★★ H30年排出ガス基準50%低減 又は H17年排出ガス基準75%低減	R12年度燃費基準	85%達成かつ R2燃費基準達成車	1.0	
		又はR2年度燃費基準	123%達成車(※1)		
		又はH22年度燃費基準	84%向上達成車(※2)		
		R12年度燃費基準	75%達成かつ R2燃費基準達成車	2.0	0.5
		又はR2年度燃費基準	109%達成車(※1)		
		又はH22年度燃費基準	62%向上達成車(※2)		
	R12年度燃費基準	65%達成かつ R2燃費基準達成車	2.0	1.0	
又はR2年度燃費基準	達成車(※1)				
又はH22年度燃費基準	50%向上達成車(※2)				
上記表中に該当のない自動車				3.0	2.0
LPG 乗用車	★★★★ H30年排出ガス基準50%低減 又は H17年排出ガス基準75%低減	R12年度燃費基準	85%達成かつ R2燃費基準達成車	非課税	非課税
		又はR2年度燃費基準	123%達成車(※1)		
		R12年度燃費基準	75%達成かつ R2燃費基準達成車	1.0	
		又はR2年度燃費基準	109%達成車(※1)		
		R12年度燃費基準	65%達成かつ R2燃費基準達成車	2.0	0.5
		又はR2年度燃費基準	達成車(※1)		
	R12年度燃費基準	60%達成かつ R2燃費基準達成車	2.0	1.0	
上記表中に該当のないもの					3.0
ディーゼル乗用車(※3)	H30年排出ガス基準適合 又は H21年排出ガス基準10%低減	R12年度燃費基準	85%達成かつ R2燃費基準達成車	非課税	非課税
		又はR2年度燃費基準	123%達成車(※1)		
		R12年度燃費基準	75%達成かつ R2燃費基準達成車	1.0 (非課税)	
		又はR2年度燃費基準	109%達成車(※1)		
		R12年度燃費基準	65%達成かつ R2燃費基準達成車	2.0 (非課税)	0.5 (非課税)
		又はR2年度燃費基準	達成車(※1)		
	R12年度燃費基準	60%達成かつ R2燃費基準達成車	2.0 (非課税)	1.0 (非課税)	
上記表中に該当のないもの					3.0
上記に該当のないもの				3.0	2.0
ガソリン バス 【車両総重量2.5t以下】	★★★★ H30年排出ガス基準50%低減 又は H17年排出ガス基準75%低減	R2年度燃費基準	5%向上達成車	非課税	非課税
		又はH22年度燃費基準	57%向上達成車(※2)		
		R2年度燃費基準	達成車	1.0	0.5
		又はH22年度燃費基準	50%向上達成車(※2)		
		H27年度燃費基準	15%向上達成車	2.0	1.0
		又はH22年度燃費基準	44%向上達成車(※2)		
	上記表中に該当のないもの				3.0
ガソリントラック 【車両総重量2.5t以下】	★★★★ H30年排出ガス基準50%低減 又は H17年排出ガス基準75%低減	H27年度燃費基準	25%向上達成車	非課税	非課税
		又はH22年度燃費基準	57%向上達成車(※2)		
		H27年度燃費基準	20%向上達成車	1.0	0.5
		又はH22年度燃費基準	50%向上達成車(※2)		
		H27年度燃費基準	15%向上達成車	2.0	1.0
		又はH22年度燃費基準	44%向上達成車(※2)		
	上記表中に該当のないもの				3.0
ガソリン バス 【車両総重量2.5t超～3.5t以下】	★★★★ H30年排出ガス基準50%低減 又は H17年排出ガス基準75%低減	H27年度燃費基準	15%向上達成車	非課税	非課税
			10%向上達成車		
			5%向上達成車		
	★★★ H30年排出ガス基準25%低減 又は H17年排出ガス基準50%低減	R2年度燃費基準	達成車	非課税	非課税
		H27年度燃費基準	15%向上達成車		
			10%向上達成車		
	上記表中に該当のないもの				3.0

対象車				自動車税環境性能割 (適用税率、新車・中古車共通)	
				自家用	営業用
ガソリン トラック 【車両総重量2.5t超～3.5t以下】	★★★★ H30年排出ガス基準50%低減 又は H17年排出ガス基準75%低減	H27年度燃費基準	15%向上達成車	非課税	非課税
			10%向上達成車	1.0	0.5
			5%向上達成車	2.0	1.0
	★★★ H30年排出ガス基準25%低減 又は H17年排出ガス基準50%低減	H27年度燃費基準	20%向上達成車	非課税	非課税
			15%向上達成車	1.0	0.5
			10%向上達成車	2.0	1.0
上記表中に該当のないもの				3.0	2.0
ディーゼル バス 【車両総重量2.5t超～3.5t以下】	H30年排出ガス基準適合 又は H21年排出ガス基準10%低減	H27年度燃費基準	15%向上達成車	非課税	非課税
			10%向上達成車	1.0	0.5
			5%向上達成車	2.0	1.0
	H21年排出ガス基準適合	R2年度燃費基準	達成車	非課税	非課税
		H27年度燃費基準	15%向上達成車	1.0	0.5
			10%向上達成車	2.0	1.0
上記表中に該当のないもの				3.0	2.0
ディーゼルトラック 【車両総重量2.5t超～3.5t以下】	H30年排出ガス基準適合 又は H21年排出ガス基準10%低減	H27年度燃費基準	15%向上達成車	非課税	非課税
			10%向上達成車	1.0	0.5
			5%向上達成車	2.0	1.0
	H21年排出ガス基準適合	H27年度燃費基準	20%向上達成車	非課税	非課税
			15%向上達成車	1.0	0.5
			10%向上達成車	2.0	1.0
上記表中に該当のないもの				3.0	2.0
ディーゼル バス・トラック 【車両総重量3.5t超～】	H28年排出ガス基準適合 又は H21年排出ガス基準10%低減	H27年度燃費基準	10%向上達成車	非課税	非課税
			5%向上達成車	1.0	0.5
			達成車	2.0	1.0
			上記表中に該当のないもの		

※1 「令和2年度燃費基準」については、令和12年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車の場合に限り適用。

※2 「平成22年度燃費基準」については、令和12年度基準エネルギー消費効率、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車の場合に限り適用。

※3 ディーゼル乗用車の税率は、令和5年3月31日まで、税率激変緩和措置のため()内の税率が適用されます。

軽自動車税環境性能割 税率区分

対象車				軽自動車税環境性能割 (適用税率、新車・中古車共通)	
				自家用	営業用
電気軽自動車				非課税	非課税
燃料電池車					
天然ガス軽自動車(H30年排出ガス基準適合(3.5t以下の自動車)又はH21年排出ガス基準10%低減)					
プラグインハイブリッド軽自動車					
ガソリン 乗用車(※)	★★★★ H30年排出ガス基準50%低減 又は H17年排出ガス基準75%低減	R12年度燃費基準 又はR2年度燃費基準 又はH22年度燃費基準	75%達成かつ R2燃費基準達成車	1.0	0.5
			109%達成車(※1)		
			62%向上達成車(※2)		
		R12年度燃費基準 又はR2年度燃費基準 又はH22年度燃費基準	60%達成かつ R2燃費基準達成車	2.0	1.0
			達成車(※1)		
			50%向上達成車(※2)		
R12年度燃費基準 又はR2年度燃費基準 又はH22年度燃費基準	55%達成車	2.0	1.0		
	80%達成車(※1)				
	19%向上達成車(※2)				
ガソリン トラック 【車両総重量2.5t以下】	★★★★ H30年排出ガス基準50%低減 又は H17年排出ガス基準75%低減	H27年度燃費基準	25%向上達成車(※2)	非課税	非課税
			又はH22年度燃費基準		
		H27年度燃費基準	20%向上達成車(※2)	1.0	0.5
			又はH22年度燃費基準		
		H27年度燃費基準	15%向上達成車(※2)	2.0	1.0
			又はH22年度燃費基準		
上記表中に該当のないもの				2.0	2.0

※1 「令和2年度燃費基準」については、令和12年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車の場合に限り適用。

※2 「平成22年度燃費基準」については、令和12年度基準エネルギー消費効率、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車の場合に限り適用。

○自動車税種別割（県税）

※従来の自動車税が令和元年10月1日より、自動車税種別割に名称変更されました。

1 納める人（納税義務者）

兵庫県内に主たる定置場のある自動車をお持ちの人が納税義務者となります。

（軽自動車等を除く。軽自動車には市町の軽自動車税種別割がかかります。）

ただし、割賦販売契約により購入した場合で、売主が所有権を留保している場合は、登録上使用者となっている買主が納税義務者となります。

2 納める額（納税額）

a 乗用車及びキャンピング車

総排気量	乗用車の年税額（円）			キャンピング車の年税額（円）	
	新車新規登録が令和元年9月以前の自家用	新車新規登録が令和元年10月以降の自家用	営業用	新車新規登録が令和元年9月以前の自家用	新車新規登録が令和元年10月以降の自家用
1,000cc 以下	29,500	25,000	7,500	23,600	20,000
1,000cc 超 1,500cc 以下	34,500	30,500	8,500	27,600	24,400
1,500cc 超 2,000cc 以下	39,500	36,000	9,500	31,600	28,800
2,000cc 超 2,500cc 以下	45,000	43,500	13,800	36,000	34,800
2,500cc 超 3,000cc 以下	51,000	50,000	15,700	40,800	40,000
3,000cc 超 3,500cc 以下	58,000	57,000	17,900	46,400	45,600
3,500cc 超 4,000cc 以下	66,500	65,500	20,500	53,200	52,400
4,000cc 超 4,500cc 以下	76,500	75,500	23,600	61,200	60,400
4,500cc 超 6,000cc 以下	88,000	87,000	27,200	70,400	69,600
6,000cc 超	111,000	110,000	40,700	88,800	88,000

b トラック（主なもの）

最大積載量	年税額（円）	
	自家用	営業用
1t 以下	8,000	6,500
1t 超 2t 以下	11,500	9,000
2t 超 3t 以下	16,000	12,000
3t 超 4t 以下	20,500	15,000
4t 超 5t 以下	25,500	18,500

c ライトバン（最大積載量が1t以下の自動車の場合）

総排気量	年税額（円）	
	自家用	営業用
1,000cc 以下	13,200	10,200
1,000cc 超 1,500cc 以下	14,300	11,200
1,500cc 超	16,000	12,800

※ライトバンとは、トラックのうち、最大乗車定員が4人以上で乗用車に準ずる自動車をいいます。

3 申告及び納める方法

（型式指定車の場合、インターネットから申告・納税できます（7ページ参照））

自動車を購入したり、登録事項の変更などをしたときは、その日から7日以内（新規登録、変更登録または移転登録を申請するときは、その申請をする際）に申告書を提出します。

○納める方法

区 分	納 税 方 法
賦課期日（4月1日）現在に自動車所有または使用している人	県税事務所から送付される納税通知書により、5月中に納めます（5月末日が休日の場合は6月の最初の平日が納期限となります）。
賦課期日後に新規登録した人（3月中に新規登録した場合を除く）	登録の際、神戸運輸監理部兵庫陸運部または同姫路自動車検査登録事務所に隣接する県の窓口で申告し、月割で納めます。 月割の納税額＝ $\frac{\text{年税額} \times \text{登録月の翌月から3月までの月数}}{12}$

自動車税環境性能割の特例措置

初めて新規登録等を受けるノンステップバス等については、取得価額からの控除か税率に対する特例措置のいずれかを選択できます。

対象区分	取得時期	措置内容
移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められたバス車両に係る構造・設備基準に適合車	R3.4.1～R5.3.31	取得価額から1千万円控除
		取得価額から800万円控除
		取得価額から650万円控除
		取得価額から200万円控除
バリアフリー性能の優れた車両の認定制度により認定を受けたユニバーサルデザインタクシー		取得価額から100万円控除
側方衝突警報装置搭載車両	R3.4.1～R5.3.31	取得価額から175万円控除

自動車税種別割のグリーン化

1 環境負荷の大きい自動車に対する特例措置

新車新規登録から一定年数を経過した自動車については、税率が高くなります。

対象自動車	新車新規登録時期	措置内容
新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	新車新規登録が平成23年3月31日以前の自動車	経過した翌年度から通常の税率より、おおむね15%（バス・トラックは10%）高くなります。
新車新規登録から13年を超えているガソリン車・LPG車	新車新規登録が平成21年3月31日以前の自動車	

(注) 電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車のうちガソリンを燃料とするもの、メタノール自動車、一般乗合用バス、被けん引車は除きます。

2 環境負荷の小さい自動車に対する優遇措置

(1) 令和3～4年度（令和3年4月1日～令和5年3月31日）に新車新規登録（注①）された以下の自動車について、新車新規登録の翌年度に限り税率が軽減されます。

対象自動車	措置内容
電気自動車（燃料電池自動車を含む）、天然ガス自動車（注②）、プラグインハイブリッド自動車、	おおむね75%軽減されます。
営業用乗用車（ガソリン・LPG） 低排出ガス認定車『新☆☆☆☆』（注③）かつ『令和12年度燃費基準90%達成車』かつ『令和2年度燃費基準達成車』	
営業用乗用車（ディーゼル） 平成30年排出ガス基準適合または平成21年排出ガス基準適合かつ『令和12年度燃費基準90%達成車』かつ『令和2年度燃費基準達成車』	おおむね50%軽減されます。
営業用乗用車（ガソリン・LPG） 低排出ガス認定車『新☆☆☆☆』（注③）かつ『令和12年度燃費基準70%達成車』かつ『令和2年度燃費基準達成車』	
営業用乗用車（ディーゼル） 平成30年排出ガス基準適合または平成21年排出ガス基準適合かつ『令和12年度燃費基準70%達成車』かつ『令和2年度燃費基準達成車』	

(注) 低排出ガス認定車の条件、燃費基準達成車の条件、いずれか一方のみでは軽減対象にはなりません。

(注①) 新車新規登録とは、初めての新規登録（道路運送車両法第7条第1項）をいいます。

(注②) 天然ガス自動車のうち、平成21年天然ガス車基準値より10%以上窒素酸化物の排出を低減させた車、または、平成30年天然ガス車基準に適合する車が対象です。

(注③) 『新☆☆☆☆』とは、平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出を低減させた車、または、平成30年自動車排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物の排出を低減させた車です。

(2) 令和2年度に新車新規登録された自動車のうち環境負荷が小さいとして、令和3年度の自動車税（種別割）の軽減措置が行われていた自動車については、令和4年度より通常税額に戻っています。

自動車税種別割の納付場所

自動車税種別割は次の場所で納めることができます。

- ・各金融機関
 - ・コンビニエンスストア（バーコード付きの納付書で、コンビニエンスストア取扱期限までのものに限る。）
 - ・県税事務所の窓口
- ※ 納付書の裏面に、取扱金融機関及びコンビニエンスストア名を記載していますのでご確認ください。

また、上記以外でも次の方法で納めることができます。

- 「Pay-easy（ペイジー）」に対応している金融機関のインターネットバンキング等を利用して納めることができます。利用可能な収納方法（パソコン、携帯端末、A T M等）や時間帯は金融機関によって異なります。ご利用にあたっては、各金融機関にお問い合わせください。



- 令和4年度分の自動車税種別割について、次のマークがついているクレジットカードを利用して納めることができます。（利用期限は令和4年6月30日（木）23時30分まで）

V I S A、MasterCard、J C B、AMERICAN EXPRESS、Diners Club

- ※ 金融機関や県税事務所、コンビニエンスストアでは、クレジットカードによる納税はできません。お手元に納税通知書をご用意していただき、パソコンまたはスマートフォンなどからインターネットを通じて、手続きを行ってください。
- ※ 1件（納税通知書1枚）の納税につき330円（税込み）のシステム利用料をご負担いただきます。

- 次のスマートフォン決済アプリを利用して納めることができます

P a y B、P a y P a y、L I N E P a y

- ※ 金融機関やコンビニエンスストア、県税事務所では、スマートフォン決済アプリを提示する方法で納付できません。
- ※ Pay-easy（ペイジー）・クレジットカード・スマートフォン決済アプリを利用して納付された際には、領収証書は発行されません。また、納税証明書（継続検査及び構造等変更検査用）は、納税時にはお受け取りいただくことができません。これらを必要とされる方は、金融機関等の窓口、コンビニエンスストアで納めてください。

詳しくは兵庫県税務課ホームページをご覧ください。 [兵庫県 納税方法](#)

納期限までに納めなかった場合

定められた納期限までに納められなかった場合は滞納として、督促状が送付され、本来納付すべき税額のほかに延滞金（年8.7%（※））もあわせて納付しなければなりません。また、滞納したまましていると、財産を差し押さえられるなどの処分を受けることになります。

- ※ 納期限の翌日から一ヶ月を経過する日までの期間については年2.4%、以後は年8.7%となります。（令和4年1月1日から令和4年12月31日までの割合です。）100円未満の端数があるときは端数を切り捨て、延滞金の額が1,000円未満であるときは、全額を切り捨てます。

継続検査及び構造等変更検査（車検）用納税証明書の取扱いについて

平成27年9月より、継続検査及び構造等変更検査（車検）を受ける運輸支局において、自動車税種別割（自動車税）の納税確認を電子的に行うことが可能になりました。そのため、車検時に必要となる納税証明書の提示を省略できます。

ただし、納付後、運輸支局にて納税確認ができるまで、おおむね2週間かかります。この期間内に車検を受ける場合には、金融機関・コンビニ等の窓口で納付の上、納付書右端の自動車税種別割（自動車税）納税証明書（継続検査及び構造等変更検査用）をご提示ください。

詳しくは、兵庫県ホームページ「自動車税種別割の納税確認の電子化」をご確認いただくか、最寄りの県税事務所までお問い合わせください。（県税事務所お問い合わせ先は8ページ参照）

自動車保有関係手続のワンストップサービス (OSS)

1 概要

自動車を保有するために必要な各種手続を、インターネットを利用してオンライン申請で一括して行うシステムです。

2 オンライン申請できる手続き

型式指定車の新車新規登録・中古車新規登録・移転登録・変更登録・一時抹消登録・永久抹消登録・移転一時抹消登録・移転永久抹消登録・変更一時抹消登録・記載事項変更

3 OSS手続の詳細及びお問い合わせについて

OSSホームページ (<https://www.oss.mlit.go.jp/portal/>) をご覧ください。

OSSヘルプデスク (050-5540-2000) ※受付時間8:30~17:00 (年末年始を除く平日)

障害のある方に対する自動車税種別割・ 自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割の減免制度

1 減免対象となる自動車

障害のある方(以下「障害者」)の移動手段として、もっぱら継続的に使用される次に掲げる自動車が、対象となります。

減免できる自動車は障害者1人に対して1台(軽自動車を含む)です。

- (1) 障害者またはその方の親族で生計を一にする方が取得又は所有し、運転する自動車
- (2) 障害者のみの世帯の方が取得または所有する自動車で、その方を常時介護する方が運転する自動車

2 減免申請の手続き (申請者は納税義務がある方です。)

(1) 申請書類について

減免申請する際には、①減免申請書、②障害者手帳(原本)、③運転免許証(原本)、④軽自動車税種別割の減免を受けていない証明書が必要となります。また、申請内容により⑤住民票(原本)、⑥障害者との扶養関係が確認できる書類、⑦常時介護の申立書、⑧今までの減免車を移転・抹消登録した場合は移転・抹消登録が確認できる車検証等(写し)が必要です。(但し、登録車は移転・抹消登録から1週間以上経過している場合は不要)

(2) 申請場所について

自動車の取得状況等に応じて、次の窓口にお問い合わせください(8ページの連絡先を参照)。

- ①新しく自動車(軽自動車を含む)を購入(取得)される場合:自動車税審査・納税証明課
- ②既に所有している自動車で、新たに自動車税種別割の減免を受ける場合:登録地を管轄する県税事務所

自動車税種別割についてのお問い合わせ・相談は

県税事務所	所在地	電話	担当地域
神戸※	653-8766 神戸市長田区二葉町 5-1-32	(直) (078) 647-9158	神戸市東灘区、灘区、中央区 兵庫区、北区
		(直) (078) 647-9157	神戸市長田区、須磨区、 垂水区、西区
西宮	662-8503 西宮市櫛塚町 2-28	(直) (0798) 39-6113	尼崎市、西宮市、芦屋市
伊丹	664-8522 伊丹市千僧 1-51	(直) (072) 785-7451	伊丹市、宝塚市、川西市、 三田市、猪名川町
加古川	675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木 97-1	(直) (079) 421-9271 (代) (079) 421-1101	明石市、加古川市、高砂市、 稲美町、播磨町
加東	673-1431 加東市社字西柿 1075-2	(直) (0795) 42-9331 (代) (0795) 42-5111	西脇市、三木市、小野市、 加西市、加東市、多可町
姫路	670-0947 姫路市北条 1-98	(直) (079) 281-9104 (代) (079) 281-3001	姫路市、神河町、市川町、 福崎町
龍野	679-4167 たつの市龍野町富永字田井屋畑 1311-3	(直) (0791) 63-5130 (直) (0791) 63-5129	相生市、赤穂市、たつの市、 宍粟市、太子町、上郡町、佐用町
豊岡	668-0025 豊岡市幸町 7-11	(直) (0796) 26-3628 (代) (0796) 23-1001	豊岡市、養父市、朝来市、 香美町、新温泉町
丹波	669-3309 丹波市柏原町柏原 688	(直) (0795) 73-3746 (代) (0795) 72-0500	丹波篠山市、丹波市
洲本	656-0021 洲本市塩屋 2-4-5	(直) (0799) 26-2032 (代) (0799) 22-3541	洲本市、南あわじ市、淡路市

※ 神戸県税事務所と西神戸県税事務所は統合のうえ、令和元年9月9日に新長田合同庁舎（神戸市長田区二葉町 5-1-32）に移転しました。

自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割の 申告のお問い合わせ・相談は

○普通自動車

ナンバー種類	県税事務所	所在地	電話
神戸ナンバー	神戸県税事務所 自動車税審査・納税証明課	658-0024 神戸市東灘区魚崎浜町 33	(直) (078) 441-0305
姫路ナンバー	姫路県税事務所 自動車税審査・納税証明課	672-8035 姫路市飾磨区中島福路町 3323	(直) (079) 233-8260

○軽自動車

ナンバー種類	県税事務所	所在地	電話
神戸ナンバー	神戸県税事務所軽自動車税審査課	658-0046 神戸市東灘区御影本町 1-5-5	(直) (078) 822-6050
姫路ナンバー	姫路県税事務所 自動車税審査・納税証明課	672-8035 姫路市飾磨区中島福路町 3323	(直) (079) 233-8260

県税に関する兵庫県ホームページ「県税のあらまし」(<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk22/tax.html>)